

グレーディング規約

第1条 (総則)

本規約は、天然ダイヤモンドのグレーディングの依頼者（以下、依頼者という）と日米宝石鑑別センター（以下、NGA）が行う天然ダイヤモンドのグレーディング及びグレーディングレポート（以下、レポートという）の発行に関する依頼者と NGA の間の請負契約（以下、本件契約という）に関わる権利義務関係を規定するものであって、依頼者及び NGA の双方を拘束する。

第2条 (主要用語の定義)

本規約において、以下の用語は、以下の意義を有するものとする。

- (1) グレーディング：ダイヤモンドの品質特性結果を科学的方法により検査すること
- (2) レポート：天然ダイヤモンドのグレーディングの結果をグレード及び数値で表示した書面

第3条 (グレーディングの実施)

依頼者がグレーディングを依頼したダイヤモンド（以下、依頼品という）に対して NGA が行うグレーディングは、検査時において NGA が採用する技術と情報に基づき、依頼品を非破壊という条件の下で検査し、その結果を学術的に判定するものである。

2. 依頼品がその種類又は加工等のため経時変化をするものであっても、NGA は、検査時における依頼品の状態をレポートに記載する。

第4条 (グレーディングの方法)

グレーディングに当っては、依頼品は、全て、裸石（ルース）の状態を検査・測定する。

2. グレーディング検査後、枠にセットされた状態でレポートを発行する場合、加工金属等の種類、品位、重量等の測定検査は行わない。
3. 依頼品の価格評価は実施しない。

第5条 (宝石類の重量の記載)

NGA は、依頼品が検査後、枠にセットされた状態でレポートを発行する場合、刻印されている脇石の重量をそのままレポートに記載することができるものとし、その場合、その記載に対する責任を問われないものとする。

第6条 (グレーディング結果の発表)

グレーディング結果の発表は、レポートによってのみ行う。

2. 脇石等の補助石の鑑別結果を記載するときは、検査内容を省略し、鑑別の結果のみを表示する。但し、NGA の裁量により、補助石の鑑別を省略することができる。

第7条 (レポートの内容及び発行基準)

NGA が発行するレポートの内容及び発行基準は、次のとおりとする。

- (1) レポートには、天然ダイヤモンドと確定した依頼品についてのみ、グレード及び数値を記載する。
- (2) レポートには、グレーディング時における依頼品の写真を添付する。

第8条 (レポートの再発行)

レポートの発行は、原則として依頼品1点につき1通とする。

2. レポートの再発行は、NGA がやむを得ないと認めた場合に限り、かつ検査実施年月日より満2ヶ年以内とする。

第9条 (レポートの誤りの補償)

NGA が発行したレポートに記載された結果が客観的事実と異なることにより依頼者が財産的損害を被った場合、NGA は依頼者に対し、当該グレーディングに対して NGA が受領した手数料の金額を範囲内で補償する。

2. 依頼者が本条に基づいて NGA に対して補償を請求することができる期間は、依頼品に対する検査実施年月日より起算して満1ヶ年とする。
3. 本条に基づき NGA が補償する相手方は、当該グレーディングの依頼時に適法に登記又は登録された住所及び商号（又は氏名）を有する直接の依頼者とする。
4. NGA は、いかなる場合でも前項の直接の依頼者以外の第三者の損害を補償することはない。

第10条 (レポートの失効)

レポートは、次の場合にはこれを無効とする。

- (1) レポートに改ざん又は加筆等が行われたと NGA が認めたとき
- (2) グレーディング時の依頼品の形状に変更が加えられていると NGA が認めたとき
- (3) グレーディング時の依頼品の品質にその後変化が生じていると NGA が認めたとき

第11条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟は、レポートを発行した本部の所在する地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

第12条 (規約外事項)

本契約に定めのない事項については、依頼者と NGA の協議によるほか、民法、商法その他の関連法令によるものとする。

附 則

第1条本規約の改訂は、2008年2月13日より適用する